(仮称)空家等の利活用推進に関する協定書(骨子案)

- 目 的 -

従来の行政単独での空き家相談では、専門的な知識を必要とする相談案件に対し、相談者が求める対応が困難な状況があります。

相談体制の充実には、専門的な知識を有する者との連携が不可欠となります。

本協定に必要な事項を定めることで、特定空家等の発生の 予防、空家等の所有者等の意向や物件に応じた活用策や維持 管理方策の提案、行政課題の解決に資する公共公益的な空家 等の利活用を図るなど、官民の連携による総合的かつ効率的 な空家等対策の実施を目的としています。

- 協定を締結する者 -

宅地建物取引業協会埼玉東支部、三郷市

- 目指す成果 -

- ・ 双方の連携による効果的な空家等相談窓口運営の実現
- ・ 空家等対策に関する情報発信の強化
- ・ 公共公益的な空家等の利活用に向けた調整の効率化
- ・ 空家等の利活用をはじめとする不動産流通の促進
- ・ 良質な住宅ストックの供給(空家等の発生の予防)
- ・ 空家等の適正管理の協力
- ・ 官民連携による取り組みの明確化 など

- 市が主体となって取り組む主な事項 -

- ・ 住宅相談に関する総合窓口を開設し、相談事業を実施します。
- ・ 空家等の利活用に関する情報の発信に努めます。
- ・ 空家等の発生の予防のための啓発を行います。
- ・ 空家等の利活用に関する金融支援策を周知します。

- 宅建協会が主体となって取り組む事項 -

- ・ 支部内で空家等対策に関する研修を実施し、その修了 者を相談対応者に選任します。
- ・ 市が行う相談事業に、相談を受ける支部会員を派遣し ます。
- ・ 空家等情報を市と情報共有し、不動産流通の促進を図 ります。
- ・ 住宅性能向上リフォームを促進します。